

## 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」に対する意見

平成17年8月31日  
社団法人 第二地方銀行協会

### 1. 全体的な意見

本公開草案では、財務報告に係る内部統制の経営者による評価および監査人による監査に当たって、評価・監査に係るコスト負担が過大なものとならないよう、「トップダウン型のリスク・アプローチの活用」等の6つの方策が盛り込まれたことを評価する。

今後、今回示された案に基づいた基準の取りまとめに当たっては、我が国の実情に合った、コスト負担にも配慮した制度となるよう引き続き議論を進めていただきたい。

### 2. 個別項目に対する意見

#### 【前文】

#### ○ 「三. (2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」について

評価範囲の例示として、「重要性の乏しい勘定科目若しくは、重要性の乏しい子会社や関連会社などは評価の対象とする必要はない。」とされているが、関連会社については、内部統制の整備・運用に直接関与することが困難なことが考えられるため、内部統制の評価の対象としないこととしていただきたい。

#### ○ 「三. (4)① トップダウン型のリスク・アプローチの活用」について

経営者は、連結ベースでの全社的な内部統制の評価の結果を踏まえて、財務報告に係る重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価することとしているが、「重大な虚偽の表示」については、本基準において定義されていないことから、その判断基準などを含めて整理していただきたい。

なお、本文中の「財務報告に重要な影響を及ぼす」、「財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす」等の判断は、「重大な虚偽の表示につながるリスク」があるかどうかという観点で判断することとなるのかどうかについても示していただきたい。

○ 「三. (4)公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮」について

コスト負担を考慮するための方策として、監査手続において講ずることとされた内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施等については、今後の検討に当たって、実務指針の策定による効果的・効率的な監査等により、コスト削減効果が十分に現れるような取扱いにしていきたい。

○ 「四. (1)準備期間の確保」について

財務報告に係る内部統制の評価および監査を実施するに当たっては、本基準の設定以降、実際の適用までの十分な準備期間の確保は当然のことであるが、制度化に向けた今後のスケジュール（制度化の具体的な時期、それに向けた今後の予定等）について、可能な限り前広に提示していただきたい。

○ 「四. (2)実務指針の整備等」について

今回の公開草案では、内部統制の枠組みや評価の基準を踏まえて、各企業が自ら適切に内部統制を整備・運用することとなっているが、整備・運用に関する最低ラインが示されない場合、企業は内部統制の体制整備に係る具体的な作業に取り組むことが困難になると思われる。

また、監査人においては、監査が過度に保守的になる可能性がある。

したがって、基準を踏まえた実務を円滑に進める必要性から、体制整備・評価の主体となる経営者向けの実務指針および内部統制報告書を監査する監査人向けの実務指針の作成に当たっては、以下の①の点に留意し、特に②～⑦の内容を盛り込んでいただきたい。

① 実務指針の整備に当たっては、素案作りの段階から、企業を含めた適切な関係者が参加するとともに、適宜審議内容を公表していただきたい。

- ② 「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」の範囲の明確化  
(理由) 基準のⅡ. 1. (1)における「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」には、例えば、「株主の状況」等の非財務情報の項目がどこまで含まれるか、有価証券報告書以外に対象となる情報開示等、その範囲が明確でないため。
- ③ 内部統制の有効性の評価の範囲を決定する際の「重要性」の判断基準および「重要な欠陥」の有無を判断する際の「重要性」の判断基準  
(理由) 経営者・監査人とも過度に保守的になり、また、重要性の合意形成に当たって、双方にとって負担になることが考えられるため。
- ④ 経営者が行う内部統制の整備・運用等の記録・保存および内部統制の評価の範囲に関する決定方法・根拠等の記録に関する指針  
(理由) 文書化の作業が定着するまでの一定の目安として必要であると考えられるため。
- ⑤ 内部統制報告書の書式および記載要領
- ⑥ 内部統制の体制整備および内部統制の有効性の評価の範囲の決定に関する実務上参考になる事例を用いた解説
- ⑦ 内部監査人が検証する際の指針（金融検査マニュアルのような一定のレベルを示したもの）および監査人が内部監査の業務を利用する場合の範囲・程度の決定基準（内部監査の水準が高い場合には、利用する範囲・程度を高めるような仕組みとすることが望ましい）

#### 【I. 内部統制の基本的枠組み】

##### ○ 「5. 内部統制に関係を有する者の役割と責任」について

内部統制の評価に関し、内部監査部門、監査役（および監査委員会）、監査法人の果たすべき役割とその相互の連携について、それぞれが作成する書類およびその記載内容、検証方法等により整理して示していただきたい。

また、(4)の(注)で内部監査人の定義が示されているが、内部統制の整備・運用状況を検討・評価し、その改善を図る職務について、既存の内部監査部門で他

の監査の職務を担う者が兼務することでも差し支えないこととしていただきたい。

## 【Ⅱ．財務報告に係る内部統制の評価及び報告】

- 「4. (3)整備及び運用に関する事項」等について

「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準」（同様の表現は、「Ⅱ. 4. (5)」、「Ⅲ. 1」、「Ⅳ. 4. (1)」等にもあり）とは、具体的に何を指すのか明確にしていきたい。

## 3. その他

- 会社法（本年7月26日公布）で求められている内部統制システムの構築と、本公開草案で示されている基準に基づく内部統制の整備との関係を明確にしていきたい。
- 内部統制報告書と内閣府令に基づく確認書に記載する内部管理体制の確認事項との関係を明確にしていきたい。

以 上